

# 大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 平成29年8月10日（木）午後3時00分～午後3時40分
2. 開催場所 大和高田市役所 3階東会議室
3. 出席委員 農業委員（13名）推進委員（3名）

| 農業委員 | 氏名    | 農業委員 | 氏名    | 推進委員 | 氏名    |
|------|-------|------|-------|------|-------|
| 1    | 森本 輝雄 | 8    | 中江 彰  |      |       |
| 2    | 今村平治郎 | 9    | 上田美加子 | 2    | 寺田 勉  |
| 3    | 鶴山 久雄 | 10   | 前田 全計 | 3    | 稲岡 丈介 |
| 4    | 小川 隆興 | 11   | 藤岡 秀信 | 4    | 吉岡 重治 |
| 5    | 奥本 正嗣 | 12   | 弓場 一郎 |      |       |
| 6    | 木下 浩明 | 13   | 本郷 保則 |      |       |
| 7    | 梅田 昌宏 |      |       |      |       |

4. 欠席委員 農業委員（0名）推進委員（1名）1番、岡本勝康

## 5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画について

議第2号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

議第3号 その他

1) 施行規則該当転用届について

2) 生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明の件

3) 相続税猶予の適格者証明について

4) 使用貸借権の一部消滅について

5) 専決処分の報告について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項の規定による転用届出について

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 龍 節子

事務局補佐 東浦章仁

## 7. 会議の概要

事務局 本日が、農業委員と推進委員全員揃って初めての会議でございますので、会議を始めます前に、全員の方より自己紹介からお願いしたいと思います。会長より、お座り頂いている順でお願い致します。それでは、会長よろしくお願い致します。

（自己紹介）

事務局 続きまして、農業委員会の担当部局の方にお見え頂いておりますので、自己紹介をお願い致します。

（吉村部長、仲田次長、吉岡課長、自己紹介）

事務局 今後、農業委員会活動にご協力ご指導頂きますようよろしくお願い致します。それでは会議

に入りますので、皆様にはここで退席をお願い致します。

(退 席)

議 長 　ただ今から8月の定例委員会を開催致します。本日の出席委員は、農業委員13名全員出席ですので、総会は成立していることをご報告致します。また推進委員4名中3名が出席されています。

(会長あいさつ)

議 長 　それでは、議事日程、第1、議事録署名委員の指名についてお諮り致しますが、私から指名させて頂くことに異議などございませんか。

(異議なしの声有り)

議 長 　異議なしの声がありましたので、本日の議事録署名委員に1番、森本委員さんと、3番、鶴山委員さんのお二人を指名しますのでよろしくお願ひ致します。続いて議事日程、第2、会議書記の指名には、事務局の龍局長と東浦補佐を指名致します。それでは、ただ今から議事日程、第3、議事に入ります。議第1号を議題と致します。事務局より説明願ひます。

事務局 　それでは議案書1頁をお開き下さい。議第1号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について説明致します。本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積により経営基盤の強化を促進するための措置として、市と農業委員会が農業者との間に入り、期間を決めて利用権の設定をするもので、期間としては、3年、6年、10年とあり、貸付期間が終了すれば自動的に返還され、引き続き更新の手続きも簡単であり、従来の小作契約と異なるものでございます。市街化区域の農地は対象とならず、調整区域のみとなっております。産業振興課と農業委員会事務局で書類審査等の事前協議を行った上で、産業振興課より当委員会に、原案作成に伴う決定の依頼を受け、案件とさせて頂きました。整理番号1番、利用権の設定を受ける者、磯野町、□□□□、利用権を設定する者、南本町、□□□□、利用権を設定する農地、大字東中□□番1(田)603㎡、使用貸借権の設定により水稻を作付け、利用期間は、平成29年9月1日から平成32年8月31日までの3年間でございます。整理番号2番、利用権の設定を受ける者、大字根成柿、□□□□、利用権を設定する者、大字吉井、□□□□、利用権を設定する農地、大字吉井□□番1(田)2,414㎡、大字吉井□□□番1(田)1,111㎡、使用貸借権の設定により水稻を作付け、利用期間は、平成29年8月1日から平成32年7月31日までの3年間でございます。整理番号3番、利用権の設定を受ける者、大字根成柿、□□□□、利用権を設定する者、大字西坊城、□□□□、利用権を設定する農地、大字奥田□□□番1(田)994㎡、大字奥田□□□番1(田)1,160㎡、大字根成柿□□□番3(田)490㎡、大字根成柿□□□番3(田)474㎡、使用貸借権の設定により水稻を作付け、利用期間は、平成29年8月1日から平成32年7月31日までの3年間でございます。整理番号4番、利用権の設定を受ける者、大字根成柿、□□□□、利用権を設定する者、大字吉井、□□□□、利用権を設定する農地、大字吉井□□□番1(田)801㎡、使用貸借権の設定により水稻を作付け、利用期間は、平成29年8月1日から平成32年7月31日までの3年間でございます。整理番号5番、利用権の設定を受ける者、大字根成柿、□□□□、利用権を設定する者、大字吉井、□□□□、利用権を設定する農地、大字吉井□□□番1(田)1,087㎡、大字吉井□□□番地(田)1,165㎡、使用貸借権の設定により水稻を作付け、利用期間は、平成29年8月1日から平成32年7月31日までの3年間でございます。整理番号6番、利用権の設定を受ける者、大字根成柿、□□□□、利用権を設定する者、大字吉井、□□□□□、利用権を設定する農地、大字吉井□□番地(田)2,082㎡、大字吉井□□□番1(田)620㎡、大字吉井□□□

番地（田）811㎡、使用貸借権の設定により水稻を作付け、利用期間は、平成29年8月1日から平成32年7月31日までの3年間でございます。続きまして2頁にうつります。整理番号7番、利用権の設定を受ける者、旭南町、□□□□□□□□□□□□□□□□、利用権を設定する者、大字出、□□、□□、利用権を設定する農地、大字出□□番1（田）1,041㎡、使用貸借権の設定により野菜を栽培、利用期間は、平成29年8月1日から平成32年7月31日までの3年間でございます。整理番号8番、利用権の設定を受ける者、大字根成柿、□□□□□□□□□□□□□□□□、利用権を設定する者、大字吉井、□□ □□、利用権を設定する農地、大字吉井□□□番1（田）2,085㎡、大字吉井□□□番1（田）824㎡、大字吉井□□□番1（田）1,613㎡、使用貸借権の設定により水稻を作付け、利用期間は、平成29年8月1日から平成32年7月31日までの3年間でございます。以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、また、事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる農業者に対し貸し付けされるということから、各要件を満たすものと考えます。この内容をご承認頂ければ、市の産業振興課に対しましてその旨の回答をさせていただきますので、ご審議よろしくお願ひ致します。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問などありませんか。

（なしとの声あり）

議 長 　なしとの声があったので、採決致します。それでは、議第1号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方は挙手願ひます。

（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので、議第1号につきましては、産業振興課に対し原案のとおり承認した旨の回答をすることに決定致します。次に議第2号を議題と致します。事務局からの説明をお願いします。

事務局 　議第2号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について説明致します。農業委員会等に関する法律の改正により、「農地の利用の最適化の推進」すなわち、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地の利用集積・集約化、新規参入促進による農地等の利用の効率化及び高度化の促進が農業委員会の必須事務となったところです。また、農地等の最適化の推進の公正な実施と各現場での農地利用最適化推進委員の活動の整合性を確保するため、農業委員会は「農地の利用の最適化の推進に関する指針」を定めるように努めなければならないこととされております。その指針を定めるため、活動指針の案として今回議案で上げさせて頂きました。別添の、大和高田市農業委員会「農地の利用の最適化の推進に関する指針」をご覧下さい。読み上げさせて頂き、ご説明申し上げます。

（説 明）

議 長 　ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見、ご質問等のある方は挙手でお願ひ致します。

（なしの声あり）

議 長 　ご意見、ご質問などが無いようですので採決致します。それでは、議第2号、農地の利用の最適化に関する指針につきまして、原案通り決定させて頂いてよろしいでしょうか。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願ひ致します。

（全員挙手）

議長 全員賛成ですので、議第2号、農地の利用の最適化に関する指針につきましては、原案どおり決定致します。（案）の文字をお消し下さい。これにそって農業委員、推進委員の活動を行って参りたいと思いますので、指針の実現に向けてご協力よろしくお願い致します。

議長 次に、議第3号、その他の1番を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 議案書2頁になります、議第3号、その他の1番、農地法施行規則該当転用届について説明致します。本件は、農地の転用の規則の例外として農地法施行規則第29条第1号に定められた転用届出でございます。転用の例外として、自ら耕作する他の農地の保全・利用増進の為に供する場合、又は2アール未満の農地を自らの耕作及び養畜のための農業用施設に供する場合は、許可不要ということになっております。大和高田市では転用される際には、届出て頂くこととしております。今回は農道として使用されるということでの案件となります。番号1番、届出地、大字奥田□□□番5（畑）14㎡、申請人、葛城市、□□□□、届出による農地の利用状況は、農道としての利用でございます。場所は、調査順序表第□番目、奥田墓地の□隣であります。以上、その他の1番、農地法施行規則該当転用届については1件の届出で、書類等は具備致しております。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局より説明が終わりましたが、農地部会で現地調査を願っておりますので調査結果の説明を願います。

部会長 それでは農地部会より審議内容の報告をさせていただきます。申請地は、大字奥田□□□番5で、地目は（畑）面積は14㎡です。申請者は葛城市の□□さんです。申請場所は、奥田墓地の□隣りで、現況は畑ですが、農道として大和高田市に寄付される計画のため、施行規則第29条転用の届出をされたものです。周囲に被害はないものと思われまます。農地部会ではやむを得ないものと判断致しました。ご審議よろしくお願い致します。

議長 ただ今、部会長並びに事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見ご質問等ございませんか。

（なしの声あり）

議長 ご意見ご質問ないようですので、採決致します。それでは、議第3号、その他1番、農地法施行規則該当転用届について、承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願い致します。（全員挙手）

議長 全員賛成ですので、議第3号、その他1番につきましては、事務局処理に決定致します。次に議第3号、その他の2番を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議第3号、その他の2番、生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明の件について説明致します。本件は、事務処理規定に基づきまして、生産緑地法における農業の主たる従事者の証明の願い出をされており、市の都市計画課に申請されます農地の買取り申出の申請書類の一部として、この証明書の添付が必要になるものでございます。番号1番、買取り申出の農地、曾大根一丁目□□□番1（田）1,422㎡、買取り申出者、曾大根一丁目、□□□□、買取り申出事由の生じた者、同じく□□□□、買取り申出事由は、身体の故障のためでございます。なお、その他申請書類等は、具備致しております。本件の農業の主たる従事者の確認につきましては、あらかじめ事務局で調査書により、平成29年7月26日に事実確認調査を致しております。また、本件の調査確認と致しまして、本人が農地基本台帳に登載されていること、また、買取り申出農地を現地調査により、農地として耕作出来るように管理されていた事の確認、さらに、地元曾大根農家支部長さんへの照会により、以前は本人が農業に従事していたことの確認を致しております。番号2番、買取り申出の農地、中三倉堂二丁目□□□番1、□□□番3（田）合計で1,141㎡、買取り申出者、片塩町、□□□□、買取り申出事由の生じた者、

同じく□□ □、買取り申出事由は、身体の故障のためでございます。なお、その他申請書類等は、具備致しております。本件の農業の主たる従事者の確認につきましては、あらかじめ事務局で調査書により、平成29年7月26日に事実確認調査を致しております。また、本件の調査確認と致しまして、本人が農地基本台帳に登載されていること、また、買取り申出農地を現地調査により、農地として耕作出来るように管理されている事の確認、さらに、地元三倉道の支部長さんへの照会により、以前は本人が農業に従事していたことの確認を致しております。以上の結果、□□□□さんと□□ □さんがそれぞれの生産緑地法第10条に基づく農業の主たる従事者であるとの判断を致しております。ご決定を頂きますと、申出者に証明書を交付するものでございます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見、ご質問等のある方は挙手をお願い致します。  
（なしの声あり）

議 長 　ご意見、ご質問などがないようですので採決致します。それでは、議第3号、その他の2番、生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明の件について、原案のとおり証明することに賛成の農業委員の方は挙手をお願い致します。  
（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので、議第3号、その他の2番につきましては、事務局処理に決定致します。次に、議第3号、その他の3番を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　議案書4ページをお願い致します。議第3号、その他3番、相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について説明致します。本件は、租税特別措置法第70条の6の規定の適用を受けるため、証明の願い出をされているもので、税務署への相続税申告の書類の一部として必要になるものでございます。農地を自ら今後耕作する農地に対し、相続税の支払いの猶予を受けるもので、耕作放棄地では猶予の対象となりません。案件が出て参りましたら今後、担当地区の方は耕作されているかどうかの監視をよろしくお願い致します。番号1番、所在地、いずれも大字松塚で□□番1（田）□□□番2及び4（畑）□□□番2（畑）□□□番（田）□□□番1及び2（畑）□□□番1（田）□□□番1（田）□□□番1（田）□□□番1（田）□□□番2（田）□□□番（田）□□□番1（田）□□□番（田）□□□番3（田）□□□番1及び5（田）面積は田が11,606㎡、畑が1,142㎡、合計12,748㎡ 相続人、大字松塚、□□□□、被相続人、大字松塚、□□□□、以上の調査内容と致しまして、相続人が引き続き農業経営を行うとのこととありますので、あらかじめ事務局で証明に伴う調査書により平成29年7月26日に現況が農地として耕作されていることの実事確認、現地調査を行い、適格要件を満たしているとの判断を致しております。ご決定を頂きますと申請者に証明書を交付するものでございます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、この件につきまして何かご意見ご質問などございませんか。何かございましたら挙手をお願いします。  
（なしの声あり）

議 長 　ご質問などがないようですので採決致します。それでは、議第3号、その他3番相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願い致します。  
（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので、議第3号、その他の3番、相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認については、事務局処理に決定致します。それでは議第3号、その他4番を議題と致します。

事務局から説明願います。

事務局 議案書5ページをお願い致します。議第3号、その他の4番、使用貸借契約の消滅について説明致します。今回の案件は、葛城市の□□□□さんが体調不良のため利用権設定で耕作されていた農地の契約を解消するためのものです。番号1番、解約する農地、大字根成柿□□□番地(田)1,226㎡、貸出人、大字根成柿、□□□□、番号2番、解約する農地、大字吉井□□□番地(田)2,414㎡、大字吉井□□□番1(田)1,111㎡、貸出人、大字吉井、□□□□、番号3番、解約する農地、大字奥田□□□番1(田)994㎡、大字奥田□□□番地(田)1,160㎡、大字根成柿□□□番3(田)490㎡、大字根成柿□□□番3(田)474㎡、貸出人、大字西坊城、□□□□、番号4番、解約する農地、大字吉井□□□番1(田)1,087㎡、大字吉井□□□番地(田)1,165㎡、貸出人、大字吉井、□□□□、番号5番、解約する農地、大字吉井□□□番地(田)2,082㎡、大字□□、□□□番1(田)620㎡、大字吉井□□□番地(田)811㎡、貸出人、大字吉井、□□□□□、番号6番、解約する農地、大字□□、□□□番□(田)801㎡、貸出人、大字吉井、□□□□□、以上、使用貸借契約の消滅については、6件の通知でございます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この件について何かご意見ご質問等ございませんか。異議ありませんか。

推進委員3 推進委員ですが、質問よろしいですか。案件の農地は、解約して別の方が利用権設定されたということですが、米を作付されているようになっておりますが、どなたがお作りになっているのですか。

事務局 利用権の期間は8月からとなっておりますが、春に□□様から耕作出来ないとの申し入れを受けて利用権設定を結ばせて頂いた□□様にすぐお願いして作って頂いている状況です。苗は□□様より提供を受けております。手続き上の期間となっておりますことをご了解下さい。

議長 この件について他に何かご意見ご質問等ございませんか。異議ありませんか。(なしとの声あり)

議長 なしとの声がありましたので、異議がないものとして採決致します。それでは、議第3号、その他の4番、使用貸借契約の消滅について承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願い致します。(全員挙手)

議長 全員賛成ですので議第3号、その他の4番は、事務局処理に決定致します。次に入ります。議第3号、その他5番、専決処分の報告について報告第1号を議題と致します。事務局から説明願います。

事務局 議第3号、その他5番、専決処分の報告について、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明致します。本件は、相続により農地の権利を取得した場合の届出分について、専決処理を行った事後報告でございます。番号1番、所在地、大字吉井□□□番1(田)□□□番1(田)□□□番1(田)□□□番地(畑)面積は合計で4,836㎡です。相続人、大字吉井、□□□、被相続人、□□□□、平成29年5月19日、相続による権利の取得の届出で、あっせんの希望はされておられません。以上、農地法第3条の3第1項の規定による届出につきましては、1件の届出でございます。

議長 ただ今の専決処分の報告第1号の案件につきましては、委員の皆様への報告とさせていただきます。続いて議第3号、その他の5番、専決処分の報告について、報告第2号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 議第3号、その他5番の専決処分の報告について、報告第2号、農地法第5条第1項第6号

の規定による転用届出について説明致します。本件は、事務処理規定に基づきまして、市街化区域農地の転用届出分について専決処理を行ったものの事後報告でございます。市街化区域の農地につきましては、あらかじめ農業委員会に届出て転用する場合、許可は不要となっております。今回議案と致しましたのは、平成29年6月30日から7月25日までの届出分でございます。番号1番、転用届出地、大字有井□□番5（畑）16㎡、譲受人、大字築山、□□□□、譲渡人、大字有井、□□□□、売買による所有権移転で、露天駐車場への転用届出でございます。平成29年6月30日に奥本委員さんに連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。番号2番、転用届出地、神楽三丁目□□□番1（田）1,078㎡、神楽三丁目□□□番3（田）520㎡、譲受人、香芝市、□□□□□□、譲渡人、御所市、□□□□、売買による所有権移転で、露天資材置場への転用届出でございます。平成29年7月4日、奥本委員さんに連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。以上、農地法第5条届出2件の専決処分の事後報告でございます。

議長 報告第2号、農地法第5条規定による転用届出の件につきましては、ただ今の事務局からの説明をもちまして、委員の皆様への報告とさせていただきます。奥本委員さんにおかれましては大変暑い中、確認ご苦労様でした。議案審議につきましては以上でございますが、その他何かございませんか。ないようでしたら、これで8月の定例委員会を終らせて頂きます。委員の皆様方には大変ご苦労様でした。

議事録は、農業委員会等に関する法律第33条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

|      |       |
|------|-------|
| 議長   | 今村平治郎 |
| 署名委員 | 森本 輝雄 |
| 署名委員 | 鵜山 久雄 |